

京都府教育委員会と府内 4 金融機関との 「遺贈・相続寄附に関する連携協定」締結式について

令和 8 年 6 月 11 日

総務企画課

府教育委員会と府内 4 金融機関は、遺贈・相続寄附により、ご自身の財産を京都の子どもたちの未来のために役立てたいという寄附者の想いを実現できる環境を整えるため、遺贈・相続寄附に関する連携協定を以下のとおり締結することとなりましたので、報告いたします。

1 協定締結式

(1) 日 時 令和 8 年 6 月 11 日（木） 15 時 10 分 ～ 15 時 30 分（予定）

(2) 場 所 京都府庁 1 号館 3 階会議室（京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町）

(3) 協定の目的

高齢化や家族形態の変化を背景に遺贈・相続寄附に対する関心が高まる中、府内に本店を有する 4 金融機関と連携することで、府教育委員会への遺贈・相続寄附を受け入れる体制を整備し、ご寄附を活用して、これからの未来を切り拓く人材の育成に向け、教育環境を充実させていくことを目的とする。

(4) 出席者

協定締結者

株式会社京都銀行	取締役頭取	安井 幹也（やすい みきや）
京都信用金庫	理事長	榊田 隆之（さかきだ たかゆき）
京都中央信用金庫	理事長	植村 幸弘（うえむら ゆきひろ）
京都北都信用金庫	理事長	藤原 健司（ふじわら けんじ）
京都府教育委員会	教育長	前川 明範（まえかわ あきのり）

立会人

京都府	知事	西脇 隆俊（にしわき たかとし）
-----	----	------------------

2 遺贈・相続寄附の使途

京都府教育委員会が実施する、教育環境の充実や、高校生の海外留学支援等に活用。

3 連携協定の内容

- ① 遺贈・相続寄附希望者から府教育委員会に相談があった場合の金融機関への紹介
- ② 金融機関における遺贈・相続寄附希望者からの相談、コンサルティングの対応（無料）
- ③-1 金融機関（京都銀行）における、遺贈希望者からの遺言信託業務の受託
- ③-2 金融機関（信用金庫）における、遺贈希望者の遺言信託業務を行う法人等への紹介
- ④ 府教育委員会と金融機関双方による、遺贈・相続寄附制度の広報啓発活動の実施
※遺言信託業務等の専門サービスの利用には、金融機関・遺言信託実施法人等が定める手数料等が必要となります。

4 遺贈者の顕彰等

(1) 遺贈者の顕彰

- ・府教育委員会において感謝状等を贈呈
 - ・京都府における「篤志者表彰」
 - ・国への「紺綬褒章」の上申
- ※寄附金額により異なります。

(2) 遺贈・相続寄附の税制上のメリット

遺贈・相続寄附は、適切な手続きを行うことで、相続税の課税対象から除外されるという税制上のメリットを受けることができます。